

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
柏崎市	鶉川地区(全10集落 高原田・上野・下野・宮原・駒之間・餅粮・拝庭・北向・上向・阿相島集落)	平成25(2013)年12月19日	令和3(2021)年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	55.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	33.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.5ha

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・餅粮・拝庭・北向・上向・阿相島集落の耕作者5名全員が通い作業であり、対象地区に居住している人はいないため、農地の維持管理が課題である。 ・対象地区の耕作者は多くが70才以上であり、後継者がいないため、リタイアしたときの体制を構築する喫緊の課題がある。 ・農業機械更新の負担が大きく、今後は機械の共同利用を検討する必要に迫られている。 ・中山間地の耕作条件が悪い農地をどのような形で維持していくかが課題である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・高原田・上野・下野・宮原・駒之間集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体や認定新規就農者1経営体のほか、複数の個人耕作者が担っていく。 ・餅粮・拝庭・北向・上向・阿相島集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体のほか、複数の個人耕作者が担っていく。将来的には高齢化による後継者不足のため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	年齢	年齢 (5年後)	後継者	現状		今後の農地の引受けの意向		
						経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	個	A				水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	高原田
2	個	B				水稲・野菜	0.2 ha	水稲	0.2 ha	高原田
3	認農	C				水稲・野菜・穀物	5.5 ha	水稲	5.3 ha	高原田
4	個	D				水稲・野菜	1.4 ha	水稲・野菜	1.4 ha	高原田
5	個	E				水稲	0.1 ha	水稲	0.1 ha	高原田
6	個	F				水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	上野
7	認農	G				水稲・野菜・穀物	1 ha	水稲・穀物	2 ha	上野
8	認就	H				水稲・野菜	3.3 ha	水稲	5 ha	上野
9	個	I				水稲	1.5 ha	水稲	1.9 ha	上野
10	個	J				水稲	0.9 ha	水稲	0.8 ha	上野
11	個	K				水稲・野菜	1.9 ha	水稲	2.3 ha	上野
12	認農	L				水稲・野菜・果物等	4.3 ha	水稲・野菜・穀物	4.4 ha	下野
13	個	M				水稲・野菜	0.3 ha	水稲	0.8 ha	下野
14	個	N				水稲・野菜	0.7 ha	水稲・野菜	0.7 ha	下野
15	個	O				水稲・野菜	0.3 ha	水稲・野菜	0.5 ha	宮原
16	個	P				水稲	0.3 ha	水稲	0.3 ha	宮原
17	個	Q				水稲	0.3 ha	水稲	0.3 ha	宮原
18	個	R				水稲・野菜・果物等	3.3 ha	水稲・果物等	3.1 ha	宮原
19	個	S				水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	宮原
20	個	T				水稲・野菜・果物等	3.6 ha	水稲・野菜・果物等	3.3 ha	宮原
21	個	U				水稲	0.1 ha	水稲	0.7 ha	拝庭
22	個	V				水稲・野菜・果物等	2.5 ha	水稲・野菜	3.0 ha	上向
23	個	W				水稲・野菜・果物等	0.7 ha	水稲	0.6 ha	上向
24	認農	X				水稲・穀物・果物等	1.9 ha	水稲・穀物・果物等	1.8 ha	下野田、折居
25	個	Y				水稲	3 ha	水稲	2.1 ha	板畑、女谷
計		25人					39.5 ha		43.0 ha	

「属性」について、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の農業者は「個」と記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向
・貸付け等の意向が確認された農地は、当地区では特になし。
○農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合を想定し、農地バンク機能を活用した、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
○担い手確保のための取組方針
・集落の農地を維持するため、将来的に法人化を検討する。
○鳥獣被害防止対策の取組方針
・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
○基盤整備への取組方針
・市単農用地高度化事業を活用し、簡易な大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
○農地の維持管理の取組方針
・地域の中心となる経営体以外の農業者は、農業環境保全で重要な水路管理や草刈などの作業を地域の中心となる経営体と協力しながら取り組む。 ・多面的機能支払に取り組み、農用地及び農業用施設の保全を図る。
○その他
・上向・拝庭集落においては、中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産条件の不利な農地を維持していくべく集落協定を締結し、対象農用地において農業生産活動等を行う担い手の確保を図っていく。 ・中心経営体は農地の連坦化を進めるとともに、効率的で低コストな生産に取り組む。 ・機械の共同利用を進め、生産コスト削減を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
	計	0		